

福岡医発第 425 号 (総)

平成 20 年 5 月 15 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

北海道洞爺湖サミット等開催に伴う毒物及び劇物の
適正な保管管理について

標記について、福岡県保健医療介護部薬務課から通知がまいりました。

本件は、北海道洞爺湖サミット等開催に伴い、毒物及び劇物による事故の未然防止等をはかるため、毒物及び劇物の保管管理がなされているか改めて点検していただくよう周知するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご丁知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所・警察署・消防機関に届け出る等で適切な処置を講じていただくよう、併せて貴会会員へ周知方お願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

【参考】

○毒物及び劇物の保管管理について

昭和52年3月26日薬発第313号 厚生省薬務局長通知

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第22条第5項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。